

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

告 示

- 告示第78号 市道路線の認定……………（建設総務課）…2
- 告示第79号 市道路線の区域の決定……………（建設総務課）…2
- 告示第80号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2
- 告示第81号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2
- 告示第82号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2

公 告

- 公告第37号 道路の位置の指定……………（建築指導課）…2

公 営 企 業

- 告示第8号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始……………3
- 公告第21号 宇治市排水設備指定工事業者の指定……………3
- 公告第22号 宇治市指定給水装置工事業者の指定……………3

告 示

宇治市告示第78号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道路線を次のように認定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年8月25日から14日間

令和5年8月25日

宇治市長 松村 淳子

路線名	起点 終点	重要な経過地
横島町226号線	横島町落合144番地の10 横島町落合145番地の76	
横島町227号線	横島町落合43番地の18 横島町落合43番地の50	

宇治市告示第79号

市道路線の区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年8月25日から14日間

令和5年8月25日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
横島町226号線	横島町落合144番地の10 横島町落合145番地の76	6.0 ~6.5	199.7	
横島町227号線	横島町落合43番地の18 横島町落合43番地の50	6.0	283.4	

宇治市告示第80号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年8月25日から14日間

令和5年8月25日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
横島町226号線	横島町落合144番地の10 横島町落合145番地の76	令和5年8月25日
横島町227号線	横島町落合43番地の18 横島町落合43番地の50	令和5年8月25日

宇治市告示第81号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年8月25日から14日間

令和5年8月25日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
横島町13号線	横島町落合43番地 横島町落合43番地	前	15.0 ~17.1	13.8	
	横島町落合43番地 横島町落合43番地	後	15.0	13.8	
横島町107号線	横島町五才田22番地の10 横島町五才田22番地の10	前	5.5 ~6.2	18.7	
	横島町五才田22番地の10 横島町五才田22番地の10	後	6.5 ~7.0	18.7	
小倉町167号線	南陵町二丁目1番地の222 南陵町二丁目1番地の222	前	9.0 ~13.7	4.9	
	南陵町二丁目1番地の222 南陵町二丁目1番地の222	後	13.7	4.9	

宇治市告示第82号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年8月25日から14日間

令和5年8月25日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
横島町107号線	横島町五才田22番地の10 横島町五才田22番地の10	令和5年8月25日
小倉町167号線	南陵町二丁目1番地の222 南陵町二丁目1番地の222	令和5年8月25日

公 告

宇治市公告第37号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を次のとおり行いました。

令和5年8月25日

宇治市長 松村 淳子

指定番号	指定年月日	道路の位置	延長及び幅員
宇市第1 79号	令和5年8 月2日	宇治市宇治式番6 8-1	延長：14.93m 幅員：6.00m

公 営 企 業

宇治市上下水道事業告示第8号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道管理課にて一般の縦覧に供します。

令和5年8月25日

宇治市長 松村 淳子

供用及び処理開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
令和5年8月25日	木幡北山畑の一部・正中の一部、五ヶ庄三番割の一部、菟道西中の一部	分流式	宇治市木幡北島地内 東宇治浄化センター
令和5年8月25日	宇治野神の一部、横島町一ノ坪の一部・一町田の一部・五才田の一部、小倉町東山の一部、広野町小根尾の一部・尖山の一部	分流式	八幡市八幡焼木一番地 洛南浄化センター

宇治市上下水道事業公告第21号

宇治市排水設備指定工事業者の指定について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第5条の規定により、宇治市排水設備指定工事業者を次のとおり指定したので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和5年8月25日

宇治市長 松村 淳子

指定番号	指定工事業者名
第389号	株式会社KCグリーン

宇治市上下水道事業公告第22号

宇治市指定給水装置工事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和5年8月9日付けで、宇治市指定給水装置工事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和5年8月25日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第515号 K p l a n

